

## 滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる入札説明書

この入札説明書は、公益財団法人滋賀食肉公社（以下、「公社」という。）が実施する本件売却にかかる一般競争入札公告による契約に関し、入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 入札に付する事項

別記1のとおり

### 2 契約条項を示す日時および場所等

別記2のとおり

### 3 入札参加資格および入札参加資格審査に関する事項

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる一般競争入札参加者の資格審査要綱の規定により、公社の審査を受け、本件入札に参加する資格を得なければならない。

この資格審査に関する事項の照会先および入札参加資格審査申請書の提出先は、別記3のとおりとする。

- (2) 本件入札に参加しようとする者は、別記4の入札説明会（売却物件確認会を兼ねる）に参加しなければならない。

この入札説明会は、別記4に示すとおり、2回開催するが、必ず、いずれか一方のみに参加するものとし、双方に参加することは認めない。

### 4 入札および開札

- (1) 入札参加者またはその代理人は、本件入札にかかる入札公告、入札説明書、契約書（案）および売却物件の現況等を熟覧の上で入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、別記7に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、入札説明書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、売却物件は、すべて現状有姿による引き渡しとなる。別紙売却物件明細書と現況が異なる場合は、現況が優先するものとし、異議の申し立てをしないものとする。

- (2) 入札参加者またはその代理人は、入札書（別紙様式1）を、別記5に示す場所に、別記5に示す入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。

なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名および氏名を併記しなければならない。

また、郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、外封筒に入れ、中封筒および外封筒の封皮に、それぞれ件名および氏名を記載の上、簡易書留郵便で送付しなければならない。

- (3) 入札書および入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 開札の日時等は別記6のとおりとする。なお、今回の入札については、開札に入札者の立会が必要としないが、希望により立会することも可能とする。立会を希望する場合は、事前に別記7に示す問い合わせ先へ連絡すること。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式1）を提出しなければならない。なお、代理人が入札を行う場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。

ア 買取り額（入札金額）

イ 件名

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名および押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

なお、代理人が入札する場合、入札書に記載される代理人の住所、氏名、押印は、委任状（別紙様式2）の受任者欄に記載されたとおりもれなく正確に記載されていること。

- (6) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について、押印をしておかななければならない。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え、または撤回をすることができない。
- (8) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をするなどの場合で入札を公正に執行できない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、または、これを取りやめることができる。
- (9) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、売却物件の搬出、運送、その他買い取りに要する一切の経費を勘案し入札金額を見積もったものとする。なお、落札決定にあたっては、消費税および地方消費税込みの額により決定するので(5)のアの金額は、これらを含んだ額を記入すること。
- (10) 入札参加者またはその代理人は、売却代金の納入方法などの契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (11) 入札参加者またはその代理人は、本件売却に係る入札について他の入札参加者またはその代理人になることが出来ない。
- (12) 入札執行者は、開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格以上の入札がないときは、直ちにまたは日を改めて再度の入札をすることができる。この場合、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

## 5 入札保証金

免除する。

## 6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印、その他入札要件の記載を確認することができない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 入札書記載の金額に計算上の誤りがある入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する諸条件に違反した入札

## 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札をした者であって、予定価格以上で最高の価格（4（5）アの金額）をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、速やかに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (4) 落札者には、電話またはファクシミリにて連絡を行う。

## 8 契約保証金

免除する。

## 9 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。

- (4) 契約書および契約にかかる文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 契約の相手方は、契約を締結するにあたり、買い取った物件の売払および処分等の取扱については、関係法令等に従い適正に行うことを記した誓約書（別紙様式3）を契約担当者に提出するものとする。

#### 10 売却代金の納入

落札者は、契約締結後、公社が発行する請求書により、公社が指定する期日までに代金を納入しなければならない。

#### 11 売却物件の引渡し

- (1) 売却代金納入を公社が確認した後、14日以内の間において、公社と落札者が協議を行い決定した日時に、当該物件の所在する場所において現状有姿のまま引き渡すものとする。落札者は、引渡しを受けたときは、当該物件の受領書を公社に提出しなければならない。
- (2) 売却物件の引受け、運搬および登録変更などの手続きにおいては、関係法令を遵守するとともに公社の指示に従い行うものとし、当該手続きにかかる一切の費用は落札者が負担するものとする。

#### 12 売却物件の搬出

- (1) 落札者は、搬出時間、搬出用車両の大きさ、台数および作業員の氏名などの情報を、搬出日の2日前までに公社の担当者に連絡するものとする。
- (2) 売却物件の食肉センター建物からの運び出しおよび食肉センターからの搬出に関する一切の費用は落札者が負担するものとする。

#### 13 売却物件の所有権

売却物件の所有権は、10の納入が完了したときに落札者に移転するものとする。

#### 14 契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

#### 15 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件売却に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会の日時および場所は別記4のとおりとする。
- (3) 本件売却に関する問い合わせ先は、別記7のとおりとする。

- (4) 落札者は、売却物件を保管、利用、再販売、処分または処理しようとするときは、売却物件に係る法令等の規制規定を遵守しなければならない。
- (5) 売却物件に係る売買契約書の締結の日から売却物件の引渡しの日までの間において、公社の責に帰することのできない事由により、売却物件に滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者が負担するものとする。
- (6) 落札者は、売買契約書の締結後、当該物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができないものとする。

## 別記

### 1 入札に付する事項

#### (1) 売却物件の種類

鉄屑、ステンレス屑、アルミ屑等の金属屑等

#### (2) 売却物件の種類別数量

鉄屑約6.4 t、ステンレス屑約7.4 t、アルミ屑約20 kg

#### (3) 売却物件の引渡し場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター（本館内（1階）および同センター敷地内）

#### (4) 売却物件の引渡し日時

落札者の売却代金納入確認後、14日以内の間において、公社と落札者との協議し、決定した日時

#### (5) 品質保証について

引渡し物件に汚損等があった場合も、契約の相手方は、入札説明書本文4(5)アに記載した金額で当該物件を買い取らなければならない。

#### (6) 売却物件の状態確認について

売却対象となる物件の状態確認のため、入札説明会を兼ねて4のとおり売却物件確認会を行うので、入札参加希望者は、必ず出席すること。出席しなかった場合には、本件入札に参加できないので注意すること。

### 2 契約条項を示す日時および場所等

#### (1) 日時

令和5年1月18日（水曜日）から令和5年2月21日（火曜日）まで（土曜日、日曜日を除く）の9時から17時までとする。ただし、令和5年2月21日（火曜日）については、12時までとする。

#### (2) 場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター2階

公益財団法人滋賀食肉公社事務局（電話番号 0748-37-3917）

### 3 入札参加資格申請書の受付期限および場所等

#### (1) 受領期限

令和5年2月2日（木曜日）17時00分まで

#### (2) 場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター2階

公益財団法人滋賀食肉公社事務局（電話番号 0748-37-3917）

4 入札説明会（売却物件確認会を兼ねる）の日時および場所

(1) 日時

次のアまたはイのいずれかに一方に必ず参加するものとし、双方に参加することは認めない。

ア 令和5年2月13日（月曜日）15時から

イ 令和5年2月14日（火曜日）15時から

(2) 場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター本館棟玄関前

5 入札書の受領期限および提出場所

(1) 受領期限

令和5年2月21日（火曜日）12時00分

(2) 場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター2階

公益財団法人滋賀食肉公社事務局（電話番号 0748-37-3917）

6 開札の日時および場所（入札説明書本文4（4）なお書きに注意）

(1) 日時

令和5年2月21日（火曜日）14時00分

(2) 場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター2階

公益財団法人滋賀食肉公社事務局（電話番号 0748-37-3917）

7 当該売却に関する問い合わせ先

〒523-0013 滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4 滋賀食肉センター2階

公益財団法人滋賀食肉公社事務局

tel. 0748-37-3917

fax. 0748-37-3927

担当者氏名 中野秀人（なかのひでと）

照会方法 文書、ファクシミリにより行うこと。

別紙様式1

入札書

入札金額 (消費税および 地方消費税込み)	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
件名	滋賀食肉センター金属屑等売却											
引渡し場所	入札公告および入札説明書のとおり											
引渡し日時	入札公告および入札説明書のとおり											
搬出期限	入札公告および入札説明書のとおり											
入札保証金額	免除											
<p>上記の金額をもって買い取りたいので、入札公告、入札説明書、契約書案契約の                      手続き等に関する規則ならびに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(入札者) 住所</p> <p>氏名 印</p> <p>契約担当者 公益財団法人滋賀食肉公社 理事長 江島宏治</p>												



# 委任状

令和 年 月 日

公益財団法人滋賀食肉公社  
理事長 江 島 宏 治 あて

住所  
(所在地)

商号  
(法人名)

氏名  
(代表者職・氏名)

印

このたびの下記売却契約については、下記の者を代理人と定め、次の一切の権限を委任します。

## 記

- 1 件 名 滋賀食肉センター金属屑等売却
- 2 委任事項 入札および見積について
- 3 代理人

住 所

氏 名

印

別紙様式3

## 誓約書

私は、滋賀食肉センター金属屑等売却において、買い取った物件の保管、利用、再販売、処分または処理しようとするときは、売却物件に係る法令等の規制規定を熟知した上で、当該法令等を遵守して、適正に行うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

住所または所在地

商号または名称

代表者職・氏名

印